明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六）　一
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務四八）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同四九）
○食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四一）
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産一七三）　四
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（同一七四）　四
○保安林の指定をする件（同一七五～一七八）　四
○保安林の指定を解除する件（同一七九～一八二）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一八三、一八四）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一〇二）　五
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同一〇三）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局三五～三七）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一八）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一六～一九）　八

〔国会事項〕　九

〔官庁報告〕
通　運
海事補佐人の登録（海難審判所）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示二、三）　九
国家試験
平成二十五年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のウの表セデカマイシンの項を削る。

別表第1の1の(2)のウの表第3欄の項中「、さ（ママ）ハイシペン」を削る。

別表第2の6の(13)の標準品及び常用標準品の表標準セデカマイシンの項を削り、各抗菌性物質の定義中⑧を削り、⑨を⑧とし、⑩から⑱までを一ずつ繰り上げ、各抗菌性物質の力価の定義中⑧を削り、⑨を⑧とし、⑩から⑱までを一ずつ繰り上げ、常用標準希釈液の調製の表常用標準セデカマイシンの項を削る。

別表第2の7の(2)中セデカマイシンCの項からセデカマイシンFの項までを削る。

別表第2の8の(43)のイの(ア)及びウの(ア)中「ヒドロゴカルジフェロール製造用原体」を「ゴヒカルジフェロール製造用原体」に改める。

別表第2の8中(112)を削り、(113)を(112)とし、(114)から(160)までを一ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月六日

農林水産大臣　林　芳正